

農業近代化資金利子補給金

【5（5）百万円】

対策のポイント

農林中央金庫が長期かつ低利の農業近代化資金を円滑に融通するための、利子補給金の交付を行います。

<背景／課題>

- ・意欲、能力のある農業者等に対し、農業経営の近代化を図る際に必要な施設資金等を、長期かつ低利で円滑に融通することが必要です。
- ・都道府県段階では対応できない、事業区域が広域、事業規模が大きい等の資金需要に対応するための農林中央金庫の農業近代化資金の貸付けに対して、国からの利子補給措置が必要です。

政策目標

担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

<主な内容>

国による利子補給事業

国は、都道府県段階では対応できない、事業区域が広域、事業規模が大きい等の資金需要に対応するため、農林中央金庫が農業経営の近代化を図る農業者等に対し長期かつ低利の農業近代化資金を円滑に融通するよう、農林中央金庫に対して利子補給金を交付します。

農業近代化資金の概要

- (1) 貸付対象者：農業を営む者、農業協同組合等
- (2) 資金用途：施設等資金、長期運転資金
- (3) 貸付限度額：農業を営む者 個人 18百万円、法人・団体 2億円
農業協同組合等 15億円
- (4) 融 資 率：原則80%以内
- (5) 貸付利率：0.8%（平成26年12月18日現在）
- (6) 償還期限：資金種類に応じ7～20年以内（据置期間：2～7年以内）

[お問い合わせ先：経営局金融調整課（03-6744-2165）]